

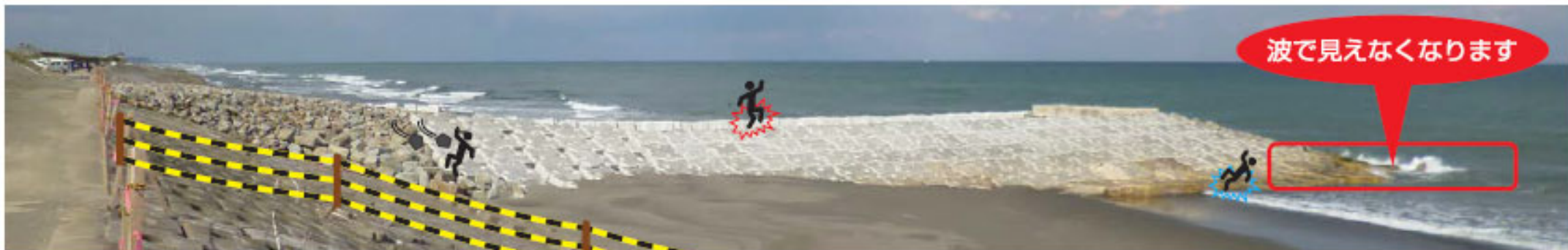
宮崎海岸の安全利用点検について

宮崎河川国道事務所では、市民の皆様が安全に海岸を利用できるように宮崎海岸の直轄海岸保全施設（突堤、埋設護岸、養浜）の安全利用点検を実施しました。

この点検は、海岸利用が多くなる5月の連休前に安全点検を行うものです。

1. 点検日：令和6年4月9日～4月26日
2. 点検対象：宮崎海岸
国管理区間内の直轄海岸保全施設
（突堤、埋設護岸、養浜）
3. 点検の結果
 - ・安全利用点検において、砂浜において陥没等の異常箇所はありませんでした。
 - ・突堤及び養浜箇所は、転倒等の事故の恐れがあるため、立ち入り禁止措置を実施しています。
 - ・降雨、波浪の影響で養浜箇所に段差が発生する可能性があるため、海岸を利用される際は、十分ご注意願います。

ぜっ たい はい
絶対に入らないでください!



とっ てい おお いし やく
突堤は、とても大きな「石（約1トン）」と「コンクリートのブロック（10トンと20トン）」で
でき
出来ています。（1トンは、1,000キログラムです。）

- とっ てい おお いし やく
突堤には、こどもや小動物が落ちると出られなくなるほどの隙間があります。
- とっ てい の いし すき ま おし はさ み うご
突堤に乗って、石やブロックの隙間に足が挟まれると、身動きがとれなくなります。
- み うご
身動きがとれないときに波が高くなると、おぼれて死亡することがあります。
- いし うご あし うで あたま はさ し たじ おお し ぼう
石やブロックが動いて、脚、腕、頭を挟まれたり、下敷きになったりすると大けがや死亡につながります。

このため、ロープで囲んだ範囲には絶対に入らないでください。

おき たの かた なみ み すい ちゅう
沖でレジャーを楽しまれる方は、波で見えなくなっている水中のブロックにご注意ください。

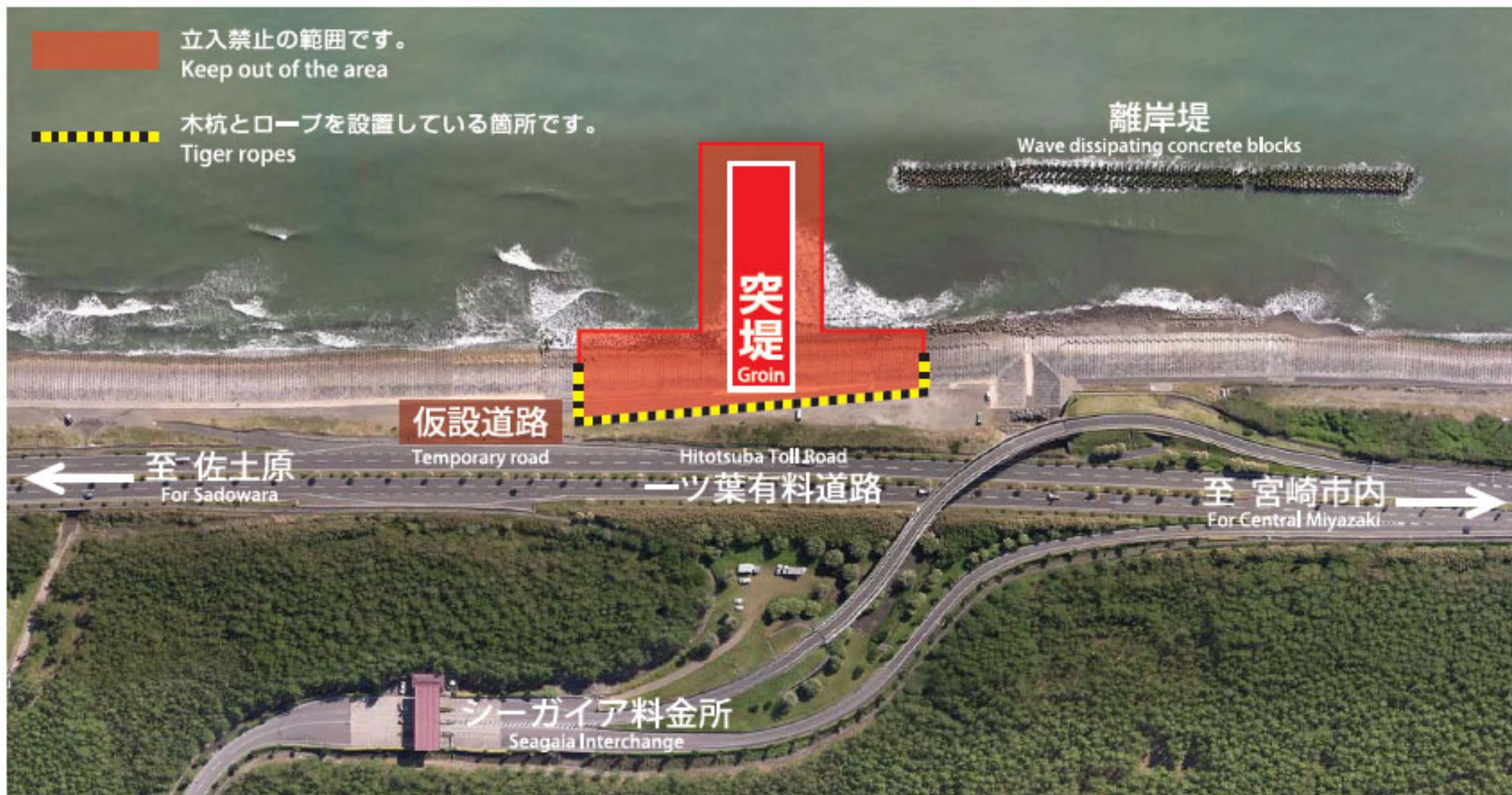
ちゅうい はい
注意! 入らないで!



砂浜を回復させるため、突堤周辺に川砂利等の養浜を実施しています。波により海中に土砂を供給するものです。そのため、波の影響で崩落の恐れがありますので、周辺を立ち入り禁止区域としています。
規制区域には、絶対入らないでください。

立 入 禁 止 範 囲

KEEP OUT OF THE AREA



問合せ先 : 国土交通省宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所 TEL:0985-69-3692

立入禁止範囲

KEEP OUT OF THE AREA

第1補助
突堤

立入禁止の範囲です。

木杭とロープを設置しているところです。

一ツ葉PA

一ツ葉PA(上り)

一ツ葉有料道路

← 至 佐土原町内

至 宮崎市内 →

問合せ先 : 国土交通省宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所 TEL:0985-69-3692

立入禁止範囲

KEEP OUT OF THE AREA

第2補助
突堤

立入禁止の範囲です。

木杭とロープを設置しているところです。

一ツ葉PA

← 至 佐土原町内

一ツ葉有料道路

至 宮崎市内 →

問合せ先 : 国土交通省宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所 TEL:0985-69-3692

この海岸にはサンドバックが埋設されています。以下の注意事項をお守りください。

通常は砂で覆われている護岸ですが、サンドバックが露出し、崖状になったところに近づくと、崖付近の土砂が崩れてサンドバックやアスファルト上に転落し、大けがにつながる恐れがありますので注意してください。



サンドバックは丈夫な合成繊維でできていますが、先のとがったもので刺したり、鋭利な刃物で切ったり、たき火・花火・タバコの吸い殻等の火種を近づけると、サンドバックが損傷し、サンドバックや背後の養浜盛土が崩壊する恐れがありますので、これらの行為をしないでください。

なお、これらの行為によりサンドバックを損傷し、又は汚損すると、海岸法第41条により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。